

技術提案等における評価内容の履行確保に関する特約条項

入札時に加算評価された技術提案、配置予定技術者の実績及び市内本店業者の活用率に係る評価の項目と個々の加算点、並びにその取扱いについては、以下のとおりとする。

1 評価の項目と加算点

(1) 技術提案

ア 技術提案1【業務実施体制】

- ① 発注者、受注者、及び市場関係者が事業の進捗状況を共有するためのICTを活用した連携手段の工夫。

0.0/2.0点

※技術提案内容を記載する

- ② 工事に伴う要望・苦情・設備不具合・動線支障等に対し、発注者及び市場関係者と迅速に連絡調整を行う業務実施体制の工夫

0.0/2.0点

※技術提案内容を記載する

イ 技術提案2【工程計画】

- ① 市場関係者が商品の搬出入、保管、販売を行うスペースの利用停止範囲を最小化する荷捌き場の工事ローテーションに関する工夫。

0.0/2.0点

※技術提案内容を記載する

- ② 市場業務への影響低減を図りながら、工事全体での工期を短縮する工夫。

0.0/2.0点

※技術提案内容を記載する

ウ 技術提案3【施設運営への配慮】

- ① 卸売場にかかる工事に関し、市場関係者が安全に移動・営業できる工夫。

0.0/2.0点

※技術提案内容を記載する

- ② 卸売場に搬入される商品を工事の影響（粉塵・振動・汚損など）から防ぐ工夫。

0.0/2.0点

※技術提案内容を記載する

エ 技術提案4【コストコントロール】

近年の急激な物価上昇を踏まえ、設計段階からの施工業者が参画できる設計施工一括発注の特性を生かした事業費を順守する工夫。

0.0/2.0点

※技術提案内容を記載する

(2) 配置予定技術者の実績

ア 監理技術者の施工実績 : 0.00/1.00点

イ 管理技術者の設計実績 : 0.00/1.00点

ウ 統括責任者の施工又は設計実績 : 0.00/1.00点

(3) 市内本店業者の活用率

0.00/2.50点

2 技術提案等における内容の履行確保について

(1) 技術提案書に記載されたすべての内容について、履行状況の検査を行う。

(2) 受注者の責めにより技術提案書の内容が履行されず、評価内容が満足できないと認められる場合は、次のア、イの計算方法により、減点分を金額換算（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）し、工事目的物の完成期限前においては減額変更を、工事目的物の完成期限後においては損害賠償請求を行う。なお、工事請負契約約款第54条の規定は、本損害賠償請求について適用する。

ア 市内本店業者の活用率

(ア) 契約金額に変更が生じた場合、変更後の契約金額を用いて、活用率を算出する。

(イ) (ア)の活用率の算出に用いる変更後の契約金額に相当する額は、変更の原因等を発注者と協議した上で、決定する。

$$\text{減額金額（損害賠償請求額）} = \{1 - (100 + \delta + \varepsilon) / (100 + \alpha)\} \times D$$

D : 当初の契約金額又は変更が生じた場合は、変更後の契約金額

α : 当初の加算点（全項目）

δ : 達成度合いに応じて再計算した加算点（市内本店業者の活用率）

ε : 当初の加算点（市内本店業者の活用率以外の項目）

イ 市内本店業者の活用率以外の項目

$$\text{減額金額（損害賠償請求額）} = \{1 - (100 + \beta + \gamma) / (100 + \alpha)\} \times C$$

C：契約金額

α ：当初の加算点（全項目）

β ：達成度合いに応じて再計算した加算点（市内本店業者の活用率を除く項目）

γ ：当初の加算点（市内本店業者の活用率）

- （３）技術提案書に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は資格停止措置を行うことがある。